

西中欧における労働運動

—第一次世界大戦から戦後へ—

平 島 健 司

要 約

第一次世界大戦に直面した西中欧諸国は、交戦国（ドイツ、オーストリア）、被占領国（ベルギー）、中立国（オランダ、スイス）と立場を異にしたものの、いずれの国においても労働運動は戦時協力の姿勢を貫き、その協力の見返りとして一連の労働改革を戦後に得ることに成功した。改革の成果は、1920年以降に経営者が労働運動に対する優越を回復するとともに後退していくが、それまでに各国の労働運動がたどった道は一律ではなかった。その多様性は、戦時体制における労組の地位と戦争直後の社民党の動きに注目することによって明らかになる。

本稿は、後に交渉デモクラシーが成立する西中欧の上記5か国を対象とし、社会主義サブカルチャーの「シャム双生児」と言われた政党と労組、すなわちS・ロッカンの概念を用いれば、「選挙の回路」における労働者政党と議会外の「団体の回路」に登場した労組が、第一次世界大戦中から戦後にかけて果たした役割を比較し、それが後の交渉デモクラシーに残した遺産について考察することを目的とする。

How did the labor movements contribute to (non) emergence of negotiation democracy in the West Central European countries around World War I? Borrowing the key concepts of two channels of political participation, “electoral” and “corporate” from Stein Rokkan, the article seeks to compare the trajectories of organized labor movements of social democratic parties and labor unions in Belgium, the Netherlands, Switzerland, Germany and Austria. While social democratic parties rose to one of the mainstream political forces in the electoral channel after the introduction of universal manhood suffrage and proportional representation, unions got recognition by employers as the social partner in the corporate channel, which led to the spread of collective bargaining in the inter-war period. Although hardly feasible without revolutionary upheavals, the post-war labor reforms mediated through the two channels set the institutional preconditions for the functioning of negotiation democracies thereafter.

キーワード

西中欧, 議会主義, 8時間労働制, 団体交渉, 交渉デモクラシー

Western Central Europe, Parliamentarism, Eight-Hour Day, Collective Bargaining, Negotiation Democracy

1. 労働運動と二つの「回路」

1960年代の西ヨーロッパ諸国に見られた政党システムの多様性が、近代以前にまで遠く遡る過去において各国の政治社会に刻み込まれたいくつかの「亀裂」の反映であることを主張したのはリップセットとロッカンの古典的論文である (Lipset and Rokkan 1967)。彼らはそこで、他の亀裂が各国の多様な政党システムの前提となったのに対し、労働市場をめぐる亀裂は、第一次世界大戦以前に労働者の大衆政党を一様に発展させ、その多様性には影響を及ぼさなかった、と指摘した。その後、両者の関心を受け継いだエビングハウスは、労使間の団体交渉が戦間期に制度化されるまでに、労働者政党に次いで定着した労働組合に注目し、その多様性を同じく歴史的な亀裂と関連させて類型化した (Ebbinghaus 1995)。本稿は、これらの議論から多くの示唆を得ているが、ここでの関心は別のところにある。すなわち、後に交渉デモクラシーが成立する西中欧の国々 (オランダ, ベルギー, ドイツ, オーストリア, スイス) に対象を絞り¹、社会主義サブカルチャーの「シャム双生児」と言われた政党と労組、すなわちロッカンの概念を用いれば、「選挙の回路」における労働者政党と議会外の「団体の回路」に登場した労組が、第一次世界大戦中から戦後において果たした政治的役割を比較し、それが交渉デモクラシーに残した遺産について考察することである。²

19世紀後半の西中欧では、マルクス主義を奉ずる社会民主党の支援を受けながら、労働者を労働組合に団結させ、経営者に対する労働者の地位と権利を組織の力によって守ろうとする動きが優勢となった。議会に政治的活動の場を得た社会民主党では、立憲体制をブルジョワや保守的支配層の道具とみなし、階級闘争の直接行動こそを優先させる急進派の異論がやまなかったが、日常の組織活動を積み重ねる労組が、景気の動向に左右されながらも加入者数を増やし、さまざまな産業部門の組織を束ねて「改良主義」の発言力を強めていった。社民党が普選の導入を唱え、議席の拡大を目指したのと並行し、労組はストライキの正当性を訴えつつ、団体交渉の相手方としての地位を経営者側に認めさせ、国家

1 「西中欧」と「(団体主義的) 交渉デモクラシー」の概念は、ドイツの比較政治学者 G・レームブルッフに由来する。Cf. (レームブルッフ 2004)。1918年以前の「オーストリア」は、オーストリア＝ハンガリー二重君主国のライタ川以西の地域を指す。

2 回路 (channels) の概念については、Cf. (Flora 1999, 261-273)。

に対しても賃金協約に法的拘束力を認めるよう求めた。

バルカン地域の紛争に端を発し、ヨーロッパを広く戦禍に巻き込んだ第一次世界大戦は、西中欧諸国の労働運動にとっても厳しい重圧となった。それだけに戦後には、議会化が達成される一方、普選があまねく実施され、社民党は「選挙の回路」をふさいでいた「敷居」を乗り越えて議席を増大させた一方、労組も8時間労働制を獲得し、失業組合員を支援するための資金補助を国庫から得た上に、調停制度にも助けられて賃金協約の拡大を目指すに至った。労組は、団体交渉の相手方としての地位と、交渉を進める資源を「団体の回路」において確保したといえよう。

二つの回路において得られたこれらの進展は、労働運動の自発的貢献に対する体制側の懐柔の試みであったというべきだろうか。とりわけ、参戦国のドイツとオーストリアの労働運動は、列強間の植民地争奪を批判して唱えた平和主義の国際的連帯を翻し、「城内平和」の戦争協力に転じた。短期戦での決着を想定して始まった戦争が長期化する中、労働者はさらなる徴兵に応じたばかりか、武器、弾薬など軍需関連産業の生産増強にとって不可欠となった労働力を提供し続けた。しかし、ドイツが開戦早々にその中立を犯し、占領下においたベルギーや、武装中立を貫いたオランダとスイスにおいても、同様の進捗が戦後の社会政策や労働市場政策で見られた点も看過できない。

アメリカの歴史家メイヤー（Charles S. Maier）は、戦争が残した傷痕に苦しむドイツ、フランス、イタリアの3カ国が、戦後処理や動員解除に伴う混乱、インフレなどの対応に追われる一方、左右から体制転覆の脅威を受けながら「安定」に到達するまでの歴史的プロセスを追跡し、比較する古典的作品を著した。彼は、「ブルジョワ改革派」が主体となって労働運動の急進化を抑制しつつ、伝統的な保守派やイデオロギーを前面に打ち出す新たな右翼を牽制して構築を目指した戦後の体制を「コーポラティズム (corporatism)」と呼び、そのような体制の形成過程において組織された利益が議会や国家官僚制に及ぼす影響力を強め、議会の地位を相対化した事情を浮き彫りにした。ドイツにおいて典型的に現れたこの体制は、戦前の「自由主義的な政体」モデルへの単純な回帰ではなかったし、第一次世界大戦後に19世紀の「ブルジョワ社会」がそのまま復活したわけでもなかった、という（Maier 1975, 14）。このようなメイヤーの議論に対し、西中欧の組織された労働運動に着目する本稿は、労働運動を戦時体制に組み込んでいた各国が、メイヤーのいう「コーポラティズム的」安定を目指して戦後の混乱を後にするまでの時期を対象として、二つの「回路」に労働運動が残した遺産を交渉デモクラシーとの関連において探ることになる。³

3 本稿は、拙稿「交渉デモクラシーへの道—西中欧における労働運動の組織化—」『社会科学研究』75巻（2024）の続編である。併せて参照されたい。 https://jww.iss.u-tokyo.ac.jp/jss/75/jss75_033054.html

2. 戦時体制における労働運動

1914年6月、ボスニアの都サライェヴォを妻と共に訪れた、オーストリア帝国の皇位継承者フランツ＝フェルディナントがセルビア系ボスニア人青年によって殺害されたことを発端として戦争が始まった。それまでバルカン半島に限られていた紛争は、ただちに列強間の戦争へと連鎖拡大し、その後も新たな参戦国を加えながら4年以上の長期にわたってヨーロッパの諸国民を苦しめ続けることになった。

中立を掲げていたベルギーも、シュリーフェン計画に従い、フランスに向けて進軍を始めたドイツ軍の侵攻を受け、都市部での戦闘の後に占領の下におかれた。アルベール国王はイーゼル川を越えて北海沿岸に留まったが、政府はフランスのルアーブルに亡命先を求めた。ベルギーは、ジャガイモ、食肉、酪農品などは自給できたものの、食用穀物のほとんどを輸入に依存していた。開戦とともに貿易が突如途絶し、すべての生産活動が停滞する中、国民は飢餓という文字通りの存亡の危機に直面したのである（Scholliers 1994）。

ブリュッセルに居を据えたドイツ占領府は、中央の行政機構を厳格な管理下におきつつもベルギー人への食糧補給には無関心であったため、ブリュッセルの実業家や金融業が篤志から食糧支援のための組織作りにも乗り出した。⁴当初は「食料救済中央委員会 Comité central de secours et d'alimentation」と称してブリュッセルを活動の場としたこの委員会は、やがて他の諸都市の組織とも提携して「国民委員会」と名を改め、ロンドンにあってベルギーを支援する中立国の慈善組織（Commission for Relief in Belgium）から資金を仰いで救援物資を輸入し、都市の困窮層を優先して国内に食料を配給することを目的とした。

フランス語圏の実業界や金融界のエリートが活動を率いたその組織には、カトリック教会の慈善組織が含まれなかったように（Kossmann 1978, 531）、委員会には伝統的なベルギー・リベラリズムの家父長主義が顔をのぞかせていたともいえる（Scholliers 1994, 40）。しかし、国民の結束を標榜する国民委員会の執行部には、多くの実業家や銀行家と並び、政党代表者が名を連ね、そこに労働党の政治家も含まれていた。また、委員会は当初、食料の配給に次いで失業者の救済を活動の主要目的とし、戦前にはヘントを初め若干の都市に限られていた失業者支援の給付事業を全国に拡張した（Luyten 2018, 328; Kossmann 1978, 528）。そして、使用者の懸念に配慮して給付には厳格な条件が付されたものの、労組や消費者協同組合など労働運動の組織が給付業務を担ったのである。闇市の跋扈や農民に対す

4 プロイセン官僚出身の総督の監督下におかれたベルギーの政治生活は「停滞」を強いられたが（Kossmann 1978, 524-528）、大戦の後半ではドイツ軍による設備の解体などによって工業生産が落ち込み、失業が発生した。労働力不足に苦しんだドイツは多くの失業者を強制的にドイツ国内へ移送した（Luyten 2014, 3）。

る都市住民の怨嗟などに加え、同委員会の活動が実際にどこまで最低限の食生活を維持できたのか、については議論の余地がある、ともされるが (Scholliers 1994)、委員会の活動は、戦後における労働党を含めた全党的な協力関係の政治的基盤となり、社会的コンセンサスの形成に寄与したと言われる (Luyten 2018, 329)。

開戦後の食糧供給の急迫は、ドイツとオーストリアもベルギーと変わる所がなかった。帝政期のドイツは農産物の純輸入国であり、小麦、食肉、油脂、家畜、乳製品などの食料に加え、飼料や火薬と肥料の原料であったチリ硝石などを輸入に依存していた (Mai 1978, 111)。したがって、イギリスによる海上封鎖や自国の禁輸措置は、直ちに食料と飼料の不足をもたらした。オーストリアも確かに農業国ではあったが (戦前の農業人口は6割近くに達した) (Grandner 1992, 59)、ハンガリーからライタ以西への農産物の引き渡しが滞りがちとなり (穀物産地のガリツィアも東部をロシアに占領された)、大都市ウィーンの窮状は深刻化した。また、輸入の途絶に加え、天候による不作、農民や耕作馬の兵員と軍馬への徴用、肥料の不足や農耕機械の損耗などが重なり収穫量を激減させた、といわれる (木村 2014, 86-89)。

交戦国にとって、食糧の供給は国民の士気を保つ上で不可欠であったから、両国の政府は小麦やライ麦などの穀物の生産と備蓄を管理し、パンに始まる食料品の価格上限を定め、さらには配給制度を導入するなど、次々に対策を打ち出した。しかし、短期戦を想定していたためにそもそも事前の準備が欠落していた上、世論の批判に応じてとられた対策も場当たりの思わぬ逆効果をもたらすことさえあった。例えばドイツでは、ジャガイモの価格が抑えられたため、農民はジャガイモを豚の飼料に回したが、その結果、都市部へのジャガイモの供給が不足した。そこで、供給の回復を期して豚の屠殺が命ぜられたにもかかわらず (1915年初頭の「豚殺し」、ジャガイモの供給は改善せず、それどころか豚肉が姿を消す一方、他の肉類の闇市場価格が跳ね上がる、という具合であった。⁵あるいは、同じくジャガイモの低価格政策を受け、農民がルタバガ (西洋カブ) の作付けを増やしたところ、ジャガイモが不作となり、配給食にルタバガが加えられた。しかし、栄養価に劣るルタバガはジャガイモを補うことができず、1916年冬の飢餓は「カブの冬 Kohlrübenwinter」として記憶されることになった (Mai 1978, 112)。

こうした国家行政の失策に対する批判と食料の安定供給を求める都市部からの声に応え、1916年5月には戦時食糧庁 (Kriegsernährungsamt) が宰相に直属するライヒの官庁として発足したものの、末端にまで及ぶ執行機関をもたない食糧庁は、悪化の一途をたどった食糧事情を改善に転ずるには及ばなかった。農産物の価格統制に対する農業界で高まっ

5 <https://www.dhm.de/lemo/kapitel/ersterwelkrieg/alltagsleben/lebensmittelversorgung.html>

た反発を無視することもできなかったのである (Feldman 1985, 94-107).⁶

しかし、食糧配給の不首尾を理由に、ドイツとオーストリアの労働運動が城内平和を解消したわけではない。⁷ 戦争が長引くにつれ表面化したのは、むしろ体制側の内部対立であった。まず、ドイツについて見てみよう。経済的動員の包括的な政策手段を準備せずに開戦を迎えた帝政ドイツでは、応急の個別的対応が続いたが、よく知られる例外は、当時の先進的産業であった電気企業 AEG の経営者ラーテナウ (Walter Rathenau) の発案によりプロイセン陸軍省内にいち早く設けられた戦時原料局 (KRA: Kriegsrohstoffabteilung) であった。民間人のラーテナウが率いた同局は、金属業を初めとする産業部門ごとに、国家が監督する戦時会社 (Kriegsgesellschaft) を設立して関連企業を参加させ、これを担当部局の下部組織として原料調達や在庫管理を行わせた (*ibid.* 52-58)。化学部門における窒素の工業生産の開始を初め (チリ硝石の輸入が途絶したため火薬の製造に不欠となった)、KRA は弾薬や武器を求める前線の要求に対応する調達の仕組みを次第に作り上げていった (*ibid.* 58-68)。

こうして戦時経済への移行が進む中、工業界では、軍需物資の生産受注に積極化した加工部門に対し、原材料を提供する重工業部門が影響力を増大させる一方、元来は労働運動に対する配慮を欠かさなかったにもかかわらず、労使関係については局外中立を守っていた軍部が労働側に傾いた介入に踏み出すに至った (Mai 1978, 93-96)。すなわち、軍需生産において顕在化した熟練労働者の不足を背景とし、ベルリン近郊の金属業経営者がより高い賃金を求める労働者の移動制限を要請した際、陸軍省が労組の抗議を受け入れ、職場移動の可否を決定する「大ベルリン金属事業所戦時委員会」(Kriegsausschuss der Metallbetriebe Gross-Berlins) の設置を使用者に認めさせた (1915年1月)。労使同数の委員が構成するこの委員会には、陸軍省担当の軍人が陪席し、最終的な決定を下すこととされた。ザールやルール、上シュレジエンなど、プロイセンの軍管区では当該地域の重工業界の強い抵抗にあって実現しなかったが、陸軍省がさらなる圧力を行使し、翌年夏には同様の委員会が南ドイツの諸地域に設置されたのである。

これに続き、新たに第3次最高軍司令部を率いたヒンデンプルクとルーデンドルフが重工業界の意を受けた「ヒンデンプルク計画」を掲げ、武器と弾薬の飛躍的増産のために労

6 オーストリアにおいても、開戦後の最初の冬に穀物の流通をコントロールするための民間組織が設けられ、1915年に都市部の価格動向を監視する諮問委員会が各邦や自治体に設置された。その翌年に中央の関係省庁間に連絡協議会が作られた後、ドイツの食糧庁にならう類似の組織が内務省下に設けられた (Grandner 1992, 81-90, 131-135, 243-249)。

7 オーストリアの大都市では早くから食糧暴動やストライキが発生し、1916年には最初のピークに達した (Grandner 1986, 197)。ドイツでもこの頃には食糧を求める主婦のデモが頻発したが、いずれも体制を揺るがしたわけではない。Cf. (木村 2014, 135)

働奉仕を国民に幅広く求めると、関係主体間の利害対立が露わになった。陸軍省は、原料の調達に加えて徴兵や軍需工場への前線兵士の召還など、動員全般の弾力的な運用を追求し、省内の関連部局を統合して「戦時動員庁 Kriegsamt」を新設した（Feldman 1985, 148-168）。⁸ 一方、労組は、高賃金を求める移動の自由を保持し、ほぼ南ドイツに限られた戦時委員会をベルリン近郊以外のプロイセン全域にも拡大することを求めたが、熟練労働力を必要としながらも交渉の相手方として労組を容認しない重工業界は強い反発を続けた。最高司令部が、総力戦体制を構築するための諸措置を、（1914年8月の授權法に基づく）連邦参議院の議決を経た政令ではなく、新たな法案の可決によって実現しようとしたため、「愛国的労働奉仕 Vaterländische Hilfsdienst」法案が帝国議会の審議の対象となったのである（*ibid.* 169-206）。

戦時公債の発行承認を除いて休会とされていた帝国議会の開会は、SPDにとって政府を公に批判する好機となり、SPDのみならず系列の労組を擁する中央党や進歩党などの支持もあり、労組側は少なからぬ成果を手中に収めた。すなわち、（兵役に服していない17歳から60歳の男性）労働者には軍需産業での労働奉仕に就く義務があるものの、その場合は軍規の適用を受けず、雇用主から承認（前線から召還された場合は軍の許可）を得てより好条件の職場に移動する自由が認められた。そして、承認ないし許可が得られない場合においても、労働者個人ないし従業員が50名以上の経営に常設される「労働者委員会」が、戦時動員庁の代表者を議長とし、労使同数の委員が構成する「調停委員会」に提訴する道が開かれたのである（Mai 1978, 99-101）。

最高司令部は、1916年12月に採択された同法をもって所期の増産目的を達成できたわけではないし、労組との交渉を頑なに拒む重工業界も、同法の改正を要求し続けた（*ibid.* 101-103）。一方、帝国議会の改革派も団結を保持できず、ベートマン＝ホルヴェーク宰相を連合国との休戦に確固として向かわせるには及ばなかった。その中でSPDと自由労組は、反戦派の分裂や大規模ストライキの発生を許しつつも、今や公認の秩序維持勢力として総力戦体制を支え続けたのだった。

オーストリアは、すでにバルカン半島において緊張が高まった際に「戦時奉仕法 Kriegsleistungsgesetz」（1912年）を制定し、馬匹、車両の徴用や徴兵の対象年齢を規定する他、産業や運輸部門の軍事目的に沿った操業の継続、あるいはそこで働く労働者に対する軍規の適用などを包括的に定めていた（Pogány 2014）。同法の趣旨には、徴用に対する国家補償の規定も含まれていたが、全体として銃後の社会と経済に対する「仮借なき国家介入主義」（Grandner 1986, 194）が際立った。開戦と同時に同法が適用され、シュテュ

8 兵站の組織化に実績を残していたグレーナー中將（プロイセン副陸相）が長官となった。彼は、最高司令部や使用者、労組との間で調整を行いつつ下記の法案の起草にあたった。

ルク (Karl von Stürgkh) 政権の緊急令統治 (開戦時に閉会であった議会は1917年5月まで再開されなかった) と参謀総長コンラート (Franz Conrad von Hötzendorf) 麾下の最高軍司令部による事実上の軍事独裁が始まったのである (Obinger 2018, 74)。食糧の供給についてはドイツと同様に、個別の政令によるアドホックの統制が試みられたが、産業の原料調達の間では、ドイツの戦時原料局のような軍部による統制ではなく、皮革、金属、繊維など、産業部門ごとの民間組織への結集 (「中央組織 Zentralen」と呼ばれた) による対応に委ねられた (Grandner 1992, 87)。ドイツの戦時会社に類似する「戦時団体 Kriegsverbände」が国家によって編成されたのは、供給がいつそうひっ迫した1916年以降であった (*ibid.* 122)。⁹

こうして経済統制が始まる中、労働時間の延長や休日労働のみならず、労働保護の解除や移動の制限、あるいはストライキの禁止など、その権利を大きく制限されたのは労働者であった (Obinger 2018, 75f)。確かに、開戦時の労組は、自ら政府の失業対策を助け、軍需企業への突き上げを自粛した (Grandner 1992, 77-79, 107-111)。しかし、労働運動を戦争協力に向けて縛るための戦時奉仕法は、労働力がひっ迫する中、軍需企業に指定された経営者にとっては格好の労働者搾取の手段となった (Grandner 1986, 196f)。同法は賃金について沈黙しており、物価の上昇に後追いついて支払われる時々の手当を別にすれば賃上げは厳しく抑制されたため、インフレが昂進する中で労働者の実質所得は縮小し、生活は困窮の度を深めた。その結果、食糧危機が追い打ちをかけた1916年夏から秋にかけて、ついにストライキの波が始まったのである。¹⁰

一方、オーストリア軍は、装備の不備のためセルビアとの緒戦から苦戦したのみならず、東部戦線におけるロシアとの戦闘で多数の兵力を失うなど、¹¹ 1916年には同盟国ドイツの軍事力に依存するまでになった。前線では兵力の補充に苦慮し、銃後においても軍需生産の限界に突き当たった軍部は、予備役の徴兵年齢を引き上げる一方、すでに軍需産業で主力となっていた女性労働者にも軍規を適用し、高賃金を求める移動を抑制する必要に迫られた (*ibid.* 198f)。そこで軍部は、強い反対が予想された戦時奉仕法の改正を、労組が求めていた仲裁制度の創設と引き換えに進めようとしたのである。下オーストリアでは、1915年末に、ベルリン近郊で発足した戦時委員会を模した「苦情申請局 Beschwerdestelle」の運用が金属労組の要望に応じて始まっていた (Grandner 1992, 158-172)。しかし、労使同

9 この「中央組織」の形成が、軍需部門のみならず民需部門にも及んだ点を考えれば、軍需、民需に関わりなく物資の調達は「超国家主義的」に計画化された、とも言えよう。Cf. (Sandgruber 1995, 323)。

10 粗鋼など、戦時下で拡大し始めた軍需生産は1916年に頭打ちとなり、原料不足が顕著となった翌年に縮小に転じた (*ibid.* 320)。その背景には、シュテュルク首相の暗殺 (1916年10月)、皇帝フランツ=ヨーゼフの崩御 (11月)、新皇帝カール1世による参謀総長コンラートの解任 (12月) などに続き、1917年5月に長らく停会とされてきた帝国参事会が再開されるなどの政治状況の変化もあった (Obinger 2018, 77)。

11 1914年から1916年の間、ロシアの農村や収容所に送られたドイツ兵捕虜の数は16万7千人であったが、オーストリア兵の場合は200万人を超えた (Bellabarba 2020, 156)。

数の委員が加わった同局では、労働者の申請を受けた議長の軍人が、賃金をめぐる労使間の争いを解決すべく諮問の役割を果たすにとどまっていた。これに対し、新たな「苦情処理委員会 *Beschwerdekommission*」は、議長を務める将官ないし参謀幕僚の他、裁判官、関係省庁（商工省、公共事業省）の代表者、労使双方の団体代表者の計5名によって構成され、軍需産業において賃上げを初めとする労働条件を決定し、強制することになったのである（1917年3月）。

このように、ドイツとオーストリアでは、戦争が長期化する中、労働運動の城内平和策に応え、軍需生産を継続するために労使同数の委員を加えた調停制度が設けられた。オーストリアでは、「苦情処理委員会」の発足と並行し、動員解除後の経済を展望する委員会（*Generalkommissariat für Kriegs- und Übergangswirtschaft*）が商工省内に設けられたが、その委員会の活動を民間の側から支える作業部会にも（疾病金庫とならび）労組代表が任命された。商工省の主導に積極的に応えた労組とは対照的に、商業会議所や「戦時団体」、「中央組織」あるいは工業界の頂上団体を代表する経営者側の代表者は、労使同権（*Parität*）を原則とする委員の任命に対し、それが前例となることを恐れて強く反発し、委員会の活動にも非協力的であったという（Fischer 1986, 226f.）。これに対し、確かにドイツの重工業界こそ「愛国的労働奉仕法」が設けた調停委員会には反対の姿勢を崩さなかったし、経営内に（「黄色組合」と呼ばれた）御用組合を組織して労組を容認しようとはしなかった。しかし、平時経済への回帰をめぐる議論がドイツでも広がる中、戦時原料局のように、業界の自治組織を通じた「共同経済 *Gemeinwirtschaft*」の運営を国家のテクノクラートに委ねるのではなく、経済活動の自由を回復するために経営者自らが戦略的譲歩を行うことによって、労組との協力関係を構築する模索が始まったのであった（Krüger 2018, 92-102）。

3. 体制の転換と労働運動：ドイツとオーストリア

3・1 革命と議会主義

1918年3月、ロシアの革命政府とブレスト・リトフスク条約に調印した後、ドイツは再び西部戦線に主力を転じて攻勢を強めたものの、夏にはアメリカ軍を加えた連合国の反撃を受け、勝利の見込みを失った。9月、中欧同盟国は、バルカン戦線において軍事的に崩壊し始めたが、アメリカ大統領ウィルソンの14カ条提案を前提として休戦の交渉を始めたオーストリアでは、各民族の独立や帝国からの離脱宣言が続いた。その中で、1911年に選出された帝国参事会下院（*Abgeordnetenhaus*）のドイツ人議員の集まりが、将来のド

イツ人国家の暫定国民議会 (Provisorische Nationalversammlung) を構成する旨の宣言を行った (1918年10月21日)。続いて、帝政の廃止と共和制の創設を訴える労働者や復員兵の急進的な動きがウィーンでも高まりを見せると、この暫定議会は秩序を守るべく「ドイツオーストリア Deutschösterreich」の国家権力の骨格を定める決議を行った (10月30日) (Maderthaner 2018)。¹² その後、イタリアとの休戦協定がパドヴァ近郊で結ばれた後 (11月3日)、皇帝カール1世が統治権を放棄して国外に逃れ、帝国は終焉を迎えた (11月11日)。

他方、ドイツにおいても敗北を悟り、講和交渉の即時開始を急ぐ軍部に対し、帝国議会の多数派がバーデン公マックス (Max von Baden) 政府を成立させ (1918年10月3日)、立憲君主制は議会君主制へと移行した (「10月憲法」の成立) (Rürup 1972, 220)。マックス政府は、休戦協定を締結すべく代表団をフランスに派遣するが、調印に先立って水兵がキール軍港において決起し、兵士評議会 (レーテ) が結成された。兵士の評議会運動は、燎原の火のごとく各地の労働者の間にも波及し、労兵レーテが権力を掌握するに至る。そして、ついに帝都ベルリンが労働者と兵士によって包囲される中、マックスは君主制を温存するために皇帝の退位を独断で発表し (ドイツ皇帝ヴィルヘルムはオランダへ亡命した)、宰相の地位を社民党のエーベルト (Friedrich Ebert) に譲った。エーベルトは、帝国議会の多数派に独立社民党 (USPD) を加え、議会君主制の枠内での新たな政府の発足を目論んだが、党友のシャイデマン (Philipp Scheidemann) による共和国宣言を受け (11月9日)、ベルリン労兵レーテから委任を受ける形で SPD と USPD の両派同数の委員からなる人民委員政府 (Rat der Volksbeauftragten) を率いることになったのである。

こうして、戦時下では城内平和を掲げる体制の受動的な支え手に甘んじていた社民勢力が、権力をめぐり事態が目まぐるしく推移する中から、共和国の発足を牽引する原動力となって新たに登場した。オーストリアの暫定国民議会においても、議席数の点ではドイツ民族主義派とキリスト教社会党 (CSP) の後塵を拝したものの、「ドイツオーストリア」の全党政権 (Konzentrationsregierung) の初代首相にレンナー (Karl Renner) を輩出したのは SDAP であった。¹³ 旧体制が瓦解し、敗戦後の混乱が広がる中で、両国の社民党は、社会

12 暫定国民議会は、国家の根本に関する法 (Verfassungsgesetz) として、この決議以外にも検閲の撤廃、結社と集会の自由の完全な実現、ラントにおける国家権力の承継、などに関する諸法を制定した。Cf. (Owerdieck 1987, 66)。

13 帝国の終焉に先んじて成立した新政府の閣僚は、帝国の閣僚 (Minister) と区別して次官 (Staatssekretär) と名乗った。首相のレンナーは官房 (Staatskanzlei) を統率する次官であった。次官は、暫定国民議会が各会派の議席数に比例させて院内から選出した「國務院 Staatsrat」(議長3名と他20名) によってそのメンバーの中から任命され、政府が國務院の委任を受けて國務を執行する、という二重の構成がとられた。Cf. *Ibid.* 65-76。なお、大戦末期に食糧庁長官職にあったレンナーは、皇帝から認められてオーストリア政府の大臣就任を打診されるなど、社民党の所属ながら中央政界で名を知られていた (Saage 2016, 82f.)。10月30日の決議の起草者も彼であった。

主義を実現する土台を築くために制憲議会選挙を実施し、議会主義を中核に据えた共和国憲法の制定を目指したのである。選挙は、ドイツでは1919年1月19日に、オーストリアでは2月16日に実施された。ともに史上初めての比例代表制に基づく男女普通選挙であった。しかし、いずれにおいても社民党は単独で過半数を制するに及ばず、憲法の制定には他の勢力との協力が不可欠になった。SDAPは、72議席を得て第1党となったが、69議席を得たCSPに肉薄され、大幅に勢力を減じた民族主義派も27議席を確保した。一方、SPDも投票総数のおよそ38%を集め165議席を得て同じく第一党の地位を保った。人民委員政府を共に発足させたUSPDは22議席(7.6%)にとどまったが、帝国議会の多数派では、カトリックの中央党(19.7%, 91議席)と並び、リベラル左派(進歩党)の流れをくむドイツ民主党(DDP)(18.5%, 75議席)がSPDに続いた。

3・2 秩序の維持と憲法の制定：ドイツ

しかしながら、SPDは、すでに国民議会が憲法の審議を始める以前からその行動を制約されていた。まず、選挙の早期実施についてドイツの社民勢力自体が一致していなかった。かつて反戦を掲げて党の多数派と袂を分かちながら人民委員政府に加わったUSPDは、実施には異論がなかったものの、軍の民主化や基幹産業の社会化への着手を優先した。また、USPD内の少数派であったスパルタクス団(Spartakusbund)は、議会戦略そのものを否定し、レーテへの権力の集中と革命の継続を唱えて大衆の扇動に力を注いだ。軍の民主化をめぐる政府部内の対立が、USPD委員の政府離脱を招き、穏健派の抑制から解かれた急進派の決起を誘発した(「1月蜂起」)。スパルタクス団のリーダーは政府軍によって殺害され、審議の場は市街戦の様相を呈したベルリンを離れてワイマールに移された(Breitman 1981, 35-38)。

また、何よりも秩序の回復と安寧の維持に重きを置くSPDが、軍部への依存を強めたことが禍根を残した。エーベルトは、ルーデンドルフに代わり軍部の頂点に立ったグレーナー(Wilhelm Groener)に対し、政府に対する最高司令部の忠誠と引き換えに将校の指揮権の温存をいち早く約束した(いわゆる「エーベルト・グレーナー同盟」)(*ibid.* 26-28)。左翼過激主義からの圧力が、新政府と旧体制の暴力機構との距離を縮め、軍の民主化を遅らせる悪循環を招いた(Kolb 1984, 10)。本来は、その大部分がSPDを支持していた労兵レーテの間にSPD指導部に対する幻滅を広げたのである。¹⁴

14 選挙の日程は、1918年12月半ばにベルリンで開かれた全国労兵レーテ代表者大会で決定されたが、この大会では鉾山などの社会化や国民軍の創設を初めとする軍の早期の民主化も求められた(Kolb 1984, 14)。人民委員政府がとり得た政策の選択肢をめぐる議論が、60年代から70年代にかけて展開された(*Ibid.* 156-

革命にあつてさえ機能し続けた行政機構も、動員解除に伴う難題に取り組む人民委員政府にとっては不可欠であつた。政府の次官には帝政期のライヒ事務次官が続けて登用されたし (Ritter 1976b, 120f.)、諸邦の版図を変更し、権限を圧縮して国制を根底から変革しようとする政府の試みに対しては、プロイセンや南西ドイツのみならず、プロイセンに囲まれた小規模の邦国も等しく強い抵抗を示した (旧帝国は圧倒的に広大な領域を占めるプロイセンを筆頭に 22 の君主国から成つた)。その抵抗の中核にあつたのが、諸邦を代表して人民委員政府に対峙した諸邦の高官たちであつた。新しい共和国像を明確な法的見取り図をもつて描いていなかった SPD は、リベラル左派の著名な国法学者であり、ベルリンで活動する地方政治家でもあつたプロイス (Hugo Preuss) を内務省の次官に据え、憲法の起草を委ねた (Rürup 1972, 222-224)。プロイスは、解体されたプロイセンを含め、ライヒ全体を自治体として構成された 16 の「領域 Gebiete」へと再編し、それらが結合されたライヒを構想したから (「分権化された単一国家 dezentralisierter Einheitsstaat」モデルと表現された¹⁵⁾、原案が公表されるや否や諸邦からは抗議の声が上がつた。選挙後、ライヒと諸邦の代表者が内務省に集まり、会議が開かれたが、130 名近くを数えた参加者の中で圧倒的な多数を占めたのは諸邦の高官であつた。会議では、諸邦からの抗議の嵐が吹き荒れた後に、バイエルンでいち早く成立した革命政府を率いるアイスナー (Kurt Eisner) が明らかにした南ドイツ 5 邦の提案に従い、人民委員政府が当面の課題に対処すべく、「暫定的ライヒ権力」のあらましを憲法草案の審議に先立って定めることが決定された (Schulz 1987, 142-156)。2 月に開会された国民議会において可決された当該法案¹⁶⁾は、憲法制定後の立法機関としての国民議会の他、ライヒ政府、ライヒ大統領と並び、諸邦の常設の合議体として「諸邦委員会 (Staatenausschuss)」の設置を規定したが、この委員会は後に共和国のライヒ参議院 (Reichsrat) となつた。こうして諸邦の高官は、人民委員政府に対抗する足場を築き、連邦制の再編へと国民議会の審議を方向付けたのである (ibid. 157-170)。¹⁷⁾

他方、敗戦を前にして相互間で接触を重ねていた、工業界と労組からの働きかけが、難局を乗り越えようとする人民委員政府を後押しした。ラーテナウの後任として戦時原料局にあつたケート (Josef Koeth) を長とし、経済的動員解除を任務とする部局が設けられ、終戦前にはおよそ 600 万人を数えた復員兵の復職を推し進めた。その結果、最多で 150 万

163). 議論の総括の一つとして (Winkler 2002) を参照。

15 Cf. (Schulz 1987, 114-142), (Lehmbruch 2001, 91f.). レームブルッフは、歴史的制度論の観点からワイマール共和国の成立期をドイツ連邦制の歴史的発展における画期 (critical juncture) の一つとして位置付けた。

16 http://www.documentarchiv.de/wr/vorl-reichsgewalt_ges.html

17 レーテの中央委員会は、当該法案を批判し、労兵レーテを憲法に規定するよう求めたが、エーベルトはこの法案成立をレーテに対する戦略的成功として評価した (Schulz 157)。一方、旧諸邦の抵抗を崩せず落胆したプロイスは、爾後、ライヒの権限拡大に力を注いでいった (ibid. 157-170)。

人にとどめられた失業者に対しては、国庫からの給付金 (Erwerbslosenfürsorge) が新たに支給されたのである (Führer 2012)。注目すべきは、労組との戦前の接触を踏まえ、ルール重工業界の重鎮であったシュティンネス (Hugo Stinnes) を初めとする工業界のリーダーが、革命の勃発と君主制の崩壊を目の当たりにし、動員解除に伴う対応をはるかに超える包括的な合意を労組指導者との間で確認したことである。11月15日にベルリンで結ばれた「労働共同体」の設立協定 (Feldman und Steinisch 1985, 135-137) は、労使の団体が帰還兵の復職を急ぐのみならず、使用者が労組を労働者の代表として承認した上で (重工業界の常套手段であった、いわゆる「黄色組合」は局外におかれた)、使用者団体が労組との間で締結する賃金協約を直截に認めた。また、戦時中の労働奉仕法が定めた、労働者委員会と、賃金協約が規定する調停委員会の存続が明言された。さらに、労使間で戦前から争われていた職業紹介事業の運営とともに、この調停委員会の構成も労使同数代表ないし同権によるもの (paritätisch) とされた。¹⁸ 以上に加え、革命がドイツ社会にもたらした顕著な成果の一つというべき「8時間労働制 Achtstundentag」が明記された。戦時下の軍需産業では10時間労働が稀ではなかった上、炭鉱労働者の場合は16時間にまで及んだ (Führer 2012, 70)。社会秩序を崩壊から防ぐという点で目的を同じくする人民委員政府は、これらの取り決めを追認する政令を発令したのである。¹⁹

一方、プロイスの憲法草案がレーテについて沈黙していたように (Ritter 1994, 77)、SPDは、全国各地に結成された労兵レーテを憲法において位置づけることには消極的であったが、ルール炭鉱でのストライキに始まり、中部ドイツやベルリンに波及した激しい労働争議を収束させるべく、ルールでの労働会議所 (Arbeitskammer) の設置や中部ドイツにおける事業所委員会 (Betriebsräte) の導入など部分的な譲歩に転じた。しかし、これらの限定的な提案はかえって急進化する労働者の要求拡大を招き、政府は炭鉱業やカリ鉱業のシンジケートの社会化を初め、労働者の委員会や社会化を準備する協議機関の設置を憲法において明記する旨の公約を余儀なくされた (*ibid.* 79ff.)。にもかかわらず他方では、国民議会選挙後に連立のパートナーとなったDDPや工業界が社会化に強く反発したし、労働共同体の協定が示したように、労組も資本主義経済の復興を優先し、その上で使用者側との間で締結する賃金協約を通じて要求を実現しようとした。²⁰ 労組もまた、指導部の

18 愛国的労働奉仕法に至るまでの、職業紹介事業をめぐる自由労組の対応の変遷については、(Rabenschlag-Kräusslich 1983) を参照。

19 協定を組織として具体化する「中央労働共同体」の設立は、翌年末にまでずれ込んだ。シュティンネスらの有力者が連署したとはいえ、業界内には反発や異論があったからである。その間、複数の頂上団体間で調整が進み、単一の業界頂上団体 (Reichsverband der Deutschen Industrie) の成立が先行した (1919年4月)。戦前に遡る使用者団体との間で緩やかな分業と提携が形成されていった。Cf. (Ullmann 1988, 133-136)

20 協定の締結を前にしたシュティンネスは、労組は社会主義の理念を捨て去りはしないが実現しようとはしな

統制を離れてレーテを拠点とする急進的労働者を強く警戒したのである。

7月末に決定された憲法は、その165条の冒頭において、労働者と職員が賃金と労働条件の規律とならび国民経済の発展のために経営者と共に協働する旨を示し、「双方の組織とそれらの組織間の合意は承認される」と謳った。また、労働者と職員の利害を実現するための法的機関として「事業所労働者委員会 Betriebsarbeiterräte」と、地域的な下部組織を持つ「ライヒ労働者委員会 Reichsarbeiterrat」を提示した。さらに、後者の労働者委員会は、同じく地域別の組織をもつ「ライヒ経済評議会 Reichswirtschaftsrat」に対し、経営者や他の国民集団と同様に代表者を送り、経済全体の課題の解決とならび社会化法案の実施の際に協働する、とも定めた。これらの諸機関の内、「事業所労働者委員会」は翌年に20名以上の従業員が働く事業所を対象とする「事業所委員会」として法制化され、地域的な下部組織を除く「ライヒ経済評議会」も、社会経済政策上の重要立法の諮問機関として政令により暫定的に発足した。²¹ かくして、ドイツ革命の主役であったレーテは、その活動の場を経済の領域に追いやられ、そこで賃金協約の締結主体となった労組にとっての操作可能な手段となった (Ritter 85-87)。レーテが単独で社会化を進める道は閉ざされ、社会主義の実現を遠い将来の目的として共有するSPDと自由労組が、それぞれ議会内と議会外の「回路」に地歩を固めたのである。

3・3 国境の画定と国制の選択：オーストリア

ドイツのSPDが、USPDに対抗し、レーテ運動の急進化を警戒しながら国民議会選挙を急がねばならなかったのに対し、政権にあったSDAPが直面したのは別の課題であった。SDAPにおいても、創始者のV・アードラーやレンナーの城内平和策を批判し、平和主義を掲げて戦争の終結を訴える左派が台頭したものの、彼らはあくまでも党内に留まり、SDAPの一体性を脅かすことはなかった。また、労働者レーテは、すでに大戦末期に食糧配給の削減に抗議する運動の中から生まれていたが、1918年の大規模な「1月ストライキ」を早期に収束させたように、SDAPはその発生の当初からレーテ運動を制御し続けた (Hautmann 1995)。ウィーンに帰還した兵士の間で、革命のさ中に結成され始めた兵士レーテに対する影響力も、組織の幹部となった党の活動員などを通じて保たれたので

いだろう、と労組側の意図を見抜いていた。Cf. (Krüger 2018, 141f.)

21 すなわち、事業所単位ではない、地域別に編成された労働者委員会は実現されなかったことになるが、これは、戦前の自由労組の要求に沿う提案であった。Cf. (Ritter 1994, 84, FN 24)。なお、オーストリアでは、歴史的な商工会議所などに準じて(労働者と職員の)労働者会議所が設立された(1920年)。Cf. (Weber-Felber 1995, 321)。

ある。

オーストリアにとっての死活の問題は、「ドイツオーストリア」が、旧帝国から他民族の国家が次々に独立した後の「残部」の領域に成立したため、停戦後も周辺の国々との間で続いた国境紛争であった。²² 穀物の供給を頼ったハンガリーとの間では、「西ハンガリー」と呼ばれた国境の地域が両国間の係争地となったが、後に住民投票でハンガリーへの帰属が決まった一部を除き、トリアノン条約の規定に従ってブルゲンラント州が成立した。しかし、石炭の供給源であったチェコスロヴァキアは、ボヘミアやモラヴィアにおけるドイツ人の集住地域の領有を認めようとはしなかった。さらに、南部のケルンテンとシュタイアーマルクでは、武力占拠を試みる新生のユーゴスラヴィア王国に対抗するべく、当該地域で組織された「国民軍 Volkswehr」の投入を強いられた (Prieschl 2009)。国民軍は、レンナー政権で陸軍担当の次官補となったSDAPのドイッチュ (Julius Deutsch) が、復員兵の中から志願者を募って創設した共和国の軍隊であった。ウィーンからの統率は、南部の山岳州にまでは必ずしも届かなかったが、軍の組織に組み込まれた兵士レーテを通じたSDAPの影響力は無視できなかった。同軍は、選挙後にCSPとの間で組まれたレンナー大連合政権において次官に昇進したドイッチュにより、サン・ジェルマン条約がオーストリアに課した厳しい軍備制限に応じ、その規模を縮小された「連邦軍」へと改組される (1920年3月) (Rauchensteiner 1995, 606-608)。こうしてSDAPは、古い将校団に主導権を明け渡すことなく、旧帝国の軍隊を共和国の軍隊へと自らの手で再編したのである (Rabinbach 1983, 25f.)。

さて、対外的脅威から国土を守り、国内の治安を維持する一方、食糧の供給を確保しながら軍需から民需への復帰をめざして工場生産を速やかに再開する、という課題はオーストリアにも共通していた。実際、早くも1918年11月、地域単位での職業紹介事業を初め、「苦情処理委員会」を発展させた労使調停局 (Einigungsamt) の設置と賃金協約、(工場内での) 8時間労働制の導入、失業者に対する支援金制度などに関する立法が矢継ぎ早に打ち出された (Rathkolb 2018)。これらの立法はいずれも、商工省に設けられていた、動員解除後の経済を展望する委員会の作業部会の中に新たに設置された、(労使双方の団体から同数の代表者が属する) 少人数の委員会の議論を土台としていた (Fischer 1986)。終戦を前に

22 1919年2月の選挙が実施されたのは、ドイツオーストリアが主張する国土にある38の選挙区の内、25にとどまった。さらに、その中でも2つの選挙区では、外国軍による占拠のために部分的に実行されたに過ぎない。Cf. (Owerdieck 1987, 143)。なお、国土を画定する18年11月22日の法律は、「ドイツ・南モラヴィア郡ならびにノイビストリッツ付近のドイツ領を含むエンス川下流域、ドイツ・南ボヘミア郡を含むエンス川上流域、ザルツブルク、シュタイアーマルク、南スラヴ人居住域を除くケルンテン、イタリア人居住域を除くチロル伯領、フォアアルベルク、ドイツ・ボヘミア、ズデーテンラント以上の州と、ブリュン、イグラウ、オルミュッツのドイツ人居住地」と記した。ザルツブルクとフォアアルベルクを除きすべての州が近隣諸国との間に係争地を抱えていた。

した経営者が、審議に臨む姿勢を協調に転じたため、「労使同権委員会 Paritätisches Industriekomitee」と呼ばれたこの委員会が始動したのである。同年末にハヌシュ (Ferdinand Hanusch) 社会福祉相の管轄に移された同委員会は、選挙後も活動を続け、労働者の移動を制限する雇用記録簿 (Arbeitsbuch) の廃止や、婦人と児童の夜間労働の禁止、有給休暇制、8時間労働制の適用拡大などの立法への貢献を続けた。SDAPと労組の指導部は、こうして政権の立場から社会立法を進めることより、労働者の負担を軽減し、新生共和国への労働運動の支持を強めようとした。²³ 一連の立法の中では、ドイツと同じく、とりわけ事業所委員会の設立が注目を集めた (1919年5月)。議会に設置された社会化委員会の議長となったパウアー (Otto Bauer) は、事業所委員会を「生産過程においてプロレタリアートが自己統治を学ぶための偉大な学校」と表現し、議会活動を通じて社会主義社会を実現するための準備段階として積極的に意味づけたのである (März und Weber 1986, 116f.)。²⁴

ドイツでは、1919年2月に国民議会がワイマールに招集され、国民議会の審議を経て7月末に採択された憲法が8月に発効した。同様に、オーストリアにおいても2月に行われた選挙後に制憲議会が3月初めに開会されたものの、連邦憲法案が全会一致で可決されたのは翌年の10月1日であった。大幅に遅れたのはなぜであろうか。第一には、対外的要因があった。制憲議会は、「ドイツオーストリアが民主的共和国であり」、かつ「ドイツ帝国の一部である」、という、かつて暫定国民議会が行った宣言を繰り返し、ドイツへの「合邦 Anschluss」を明確に禁ずるサン・ジェルマン条約を9月に受け入れるまで、あえてオーストリアだけの憲法を制定しようとはしなかったからである。第二には、上述したように、選挙後にCSPをパートナーとして大連合政権を形成したSDAPが、活発化したレーテ運動を制御しえたからである。レーテ運動によって裁可された人民委員政府に加わり、選挙と憲法の制定を議会主義の立場から急いだSPDとは対照的に、SDAPにはレーテ運動に対抗する差し迫った必要がなく他の政策課題への対応を優先できた (Lehner 1995, 49)。その代わりに制憲議会は、まずは共和国の最高権力の機関としての同議会の地位を確認し、國務院と政府という執政府の二重構成を改め、一般的な議院内閣制にならう変更を行った (いわゆる「3月憲法」の制定)。こうして、新しいレンナー政権は、全党を比

23 大戦末期に至るまで政権参加を拒み続けたSDAPと同じく (Holtmann 1986, 142)、労組も国家から離れて、ドイツのような使用者団体との直接の協議に臨むことはなかった。労組が、賃金協約の締結を目的とする団体交渉の相手方として使用者から承認されたのは革命後であった (Weber-Felber 1995, 328)。

24 社会化委員会に同席したCSP議員や経営者の圧力に屈し、産業の国有化が避けられた側面も否定できないが (Owerdieck 1987, 100f.)、3月から4月にかけて、ハンガリーとバイエルンにおいて相次いで成立したレーテ共和国に牽引され、労働運動が急進化に傾いていた状況を忘れてはならない。オーストリア・マルクス主義を代表する理論家の一人であったパウアーは、あくまでも暴力革命を否定し、レーテ運動に距離を置いた。Cf. (*ibid.* 97-112)。

例代表する政府ではなく、SDAP と CSP との大連合政権として発足した (Owerdieck 1987, 142-147).

国民議会が憲法草案の審議を始める以前に、諸州の高官が連邦制への国制再編へと審議の方向付けに大きな影響を与えたドイツとの比較では、オーストリアの連邦憲法案が最終的に二大政党間の妥協によって採択に至った点に注目したい。革命時に暫定国民議会が中央の国家機関だけを設立した点を考えれば、ウィーンの中央政府は集権的な単一国家の建設を念頭においていたとも言える。実際、レンナーは、帝国の直轄州 (Kronland) の歴史を持つ各州に対し、中央にならった暫定州議会の招集とドイツオーストリア国家への参入の表明を促した。ところが、レンナーの呼びかけには多くの州が呼応したものの (Owerdieck 1987, 91f.)、チロル (Tirol) やフォアアルルベルク (Vorarlberg) など、一国家としての主権を主張する州も現れた (チロルはイタリアへの南チロルの帰属を妨げようとしたし、フォアアルルベルクは住民投票を敢行してスイスへの合流を唱えた)。そこでレンナー政府は、中央と並行して進んだ州権力樹立の現実を受け入れ、ドイツオーストリアのドイツへの合邦を宣言する一方、その単一国家像を放棄するに至った (Weber 1995, 129)。暫定国民議会は11月半ば、かつて各州におかれた総督府 (Statthalterei) が担った帝国の行政と、州委員会 (Landesausschuss) と呼ばれた州の執行府による自治行政を、州首相 (Landeshauptmann) の下に一本化した後 (Owerdieck 1987, 89f.)、1919年3月には、立憲後の帝国において経済と社会のインフラの構築を進めてきた州の前史に鑑み、中央と州の間の権限の仕分けについても一定の見通しを与えた (*ibid.* 147f.)²⁵

連邦憲法の制定に向けた動きが本格化したのは、レーテ運動が下火となり、レンナー大連合政権が、連合会が提示したサン・ジェルマン条約を受け入れ、一旦退陣したその後であった。退陣後、直ちに二期目の大連合政権を率いたレンナーは、講和会議に旅立つ前に著名な国法学者のケルゼン (Hans Kelsen) と首相官房に作成を依頼していた草案をもとに連邦憲法の制定作業を始めたが、これを一方的として政府批判を強めた、チロルを初めとする諸州が起草の主導権を政府から奪おうとした。チロル、フォアアルルベルク、ザルツブルクの各州はスイスをモデルとする独自の連邦制諸案を携え、それまで政府が諸州との間で開催していた「諸州会議 Länderkonferenz」を、州だけの会合の場としてザルツブルクで開催したのである (1920年2月)。しかし実際には、ここに一私人として招かれた、マイヤー (Michael Mayr) 提出の (政府原案に基づいた) 私案が議論の素材となった。マイ

25 ドイツオーストリアが集権的単一国家として構想された点を、10月の決議を根拠に強調したのはケルゼンであった。一方、レンナーはイギリスの自治制度を称揚し、フランス型の集権国家を退ける一方 (Owerdieck 1987, 65-76)、国制を初め、憲法の内容を決定するのはあくまでも国民議会だとして諸州の介入を阻止しようとした (*ibid.* 177)。

ヤーは、新たな大連合政権において憲法の起草を担当する、チロル出身のCSPの閣僚であった。²⁶ その結果、会議では諸州の代表者が政府に対して隊列を組むどころか、議事進行や国家像の大枠をめぐり、SDAPとブルジョワ諸派との間の党派的対立が前面に出ることとなった（単一国家か連邦制国家かの選択についてはSDAP内でも立場が分かれた）（Owerdieck 1987, 180f.）。リンツで続けられた会合では、連立与党が政権発足時の協定を離れて互いに譲歩を重ね、連邦大統領や第2院たる連邦参議院の構成、あるいは連邦権限の拡大について調整が進められた（*ibid.* 181-184）。第2次大連合政権が6月に退陣した後に発布に至った連邦憲法は、連邦と州の権限の配分のみならず、²⁷ それ以上に政教分離や民事婚などを含む基本権の規定をめぐってSDAPがCSPに歩み寄った末によりやく実現されたのである（*ibid.* 184-188）。

4. 非参戦国の戦後と労働運動

戦争を契機として普選が実施され、そこで有力な勢力となった社会民主主義の政党が政権に加わって社会政策を実現する一方、経営者に対する交渉力を強化した労組が労働者の地位を向上させたのはベルギーにおいてであった。1919年、議席をほぼ倍増させ、戦前には単独で過半数を制していたカトリック党に迫る勢いをみせた労働党は、挙国一致政権の労相ポストを占め、石炭、鉄鋼、機械などの基幹産業部門ごとに「労使同権委員会 *paritaire comité*」を設け、使用者に賃金協約の締結を促した（Luyten 2014; Luyten & Hemmerijckx 2000, 208-219）。ドイツでは、社会化を回避しようとした重工業界が率先して導入に至った8時間労働制は、ここでは政府が主導し、まずは労使間の協約として広まった上で、法律が定められたのである（1921年）（Rudischhauser 2017, 9）。²⁸ 社会主義労組は、キリスト教労組と並んで戦後に組合員数を増大させ、積極的にストライキに訴えて賃上げを勝ち取った（賃金協約には、多くの場合、賃金への物価スライドの適用が含まれた）。労組が

26 マイヤーの招待をめぐり、諸州会議の開催を控えた閣議は紛糾した。Cf. (*ibid.* 179f.); https://www.oesta.gv.at/dam/jcr:eda0adb5-c76a-4ebf-963c-aae288ed759e/AT-OeStA_AdR-MRang-MR-1-Rep.-KRP-146.pdf, 19, 31-39.

27 連邦の事項は、連邦による立法と執行、連邦の立法と州による執行、連邦による原則的立法と州による手続き法の制定とその執行のいずれかに区分されて列挙された（連邦憲法 10~12条）。<https://www.verfassung.gv.at/at18-34/oesterreich20.htm> しかし、ドイツやスイスとは異なり、連邦は州による「間接的な連邦行政」（103条）に対する命令権を有するなど、オーストリアの連邦制はより集権的だとされる。Cf. (Weber 1995, 132)

28 ベルギーの労組は、他国の労組とともに8時間労働制を国家間の取り決めとするよう働きかけ、ヴェルサイユ条約に盛り込むことに成功した（427条）。Cf. (*ibid.* 8)

運営し、戦時中に国庫から補給を受けて全国に拡大された失業保険制度も、戦後には労組各派の拡大を助け、間接的にカトリックと社会主義のサブカルチャーの形成を補強したのである。²⁹

これに対し、オランダの社民党と労組は、戦時体制に統合されたにもかかわらず、ドイツ革命の国内への波及を確信したSDAP党首トルールストラの「失策」によって政権参加の機会を逃し、宗派勢力の労働運動にその優位を脅かされるに至った。ドイツ軍のベルギー侵攻を目の当たりにして武装中立を掲げたオランダにおいても、ベルギーの場合と同じく政府によって国民救済組織が立ち上げられたが、労組はその末端において組織の活動に加わる一方、失業保険基金への補助を国庫から受けることになった(Windmuller 1969, 41-43)。ストライキは抑制され、すでに戦前に広く行われていた団体交渉が複数の使用者を相手方とする賃金協約の締結を定着に導いた(戦前から組織化が始まっていた使用者団体は、経営者の立場を外部的に代表する経済団体を分岐させつつ「柱」別に組織を分節化した)(*ibid.* 43-50)。しかし、1918年に実施された普選では、SDAPは(前年に「和約」の成立に貢献したにもかかわらず)期待に反して22議席を得るにとどまり、総数100の議席の半数を獲得した宗派政党から大きく引き離された。その結果、8時間(週45時間)労働制を初め、労災、就労不能、老齢の各種社会保険、労働者向け低賃料住宅の建設などの一連の立法は、宗派政党の連立政権の下で新たに設けられた社会問題相となった、カトリック進歩派のアールベルセ(P. J. M. Aalberse)によって実現されたのである。1920年に不況が始まると、早くも週48時間にまで労働時間を延長するなど、攻勢に転じた経営者側に対し、労組は頂点に達した加盟者数を減少させて守勢に立たされた(Hansen 1988, 191-193)。アールベルセは、政府が立案する社会政策の諮問機関として(労使の団体の代表者とならび関係省庁の官僚と専門家が加わる)「労働高等評議会 Hoge Raad van Arbeid」を設置するが(1919年)、オランダの労組はここで史上初めて「社会パートナー」の地位を得た、と言われる(Hemerijck 2002, 226)。社民系のオランダ労働総連盟(NVV)にとっても、SDAPとは別に政府に直接働きかける回路が生まれたのであった(Windmuller 1969, 60-62, 64f.)。

戦後初の全国選挙において期待通りの結果を得られなかった点では、スイスの社民党(SPS)もオランダのSDAPと同様であった。ティチーノを嚆矢として(1890年)カントンの間で広がった比例代表制の導入が、1900年以降に再三に及びイニシアティブが繰り返された末にようやく連邦レベルでも決定され(1918年)、翌年に実施された。ここでSPSは、全189議席中、22から41議席へと第2党へ躍進したものの、過半数の優位を失った

29 カトリック党は、四つの「身分」集団(労働者、農民、自営業者、ブルジョワ)の政治的代表の連合体として再編された。キリスト教労組は、カトリック党を通じて政権に関わった。Cf. (Luyten & Hemmerijckx 2000, 210)

リベラルの急進派にカトリック・保守と急進派から分裂した農民勢力の諸党が連なる「ブルジョワ・ブロック」に阻まれ、連邦政府に加わることができなかった (Kley 2020, 311).

それにもかかわらず、労働運動に向けた改革が試みられたのは、戦時体制の下で不満を鬱積させた労働運動が、まさに比例代表制の導入が決まった直後に踏み切ったゼネスト (Landesstreik) とゼネストの終息後にも各都市で続いた労働争議をみた連邦政府が危機感を深めたからであった。急進派とカトリック・保守派の政府は、ゼネストを執行した SPS と労組センターの SGB の連携組織であった「オルテン行動委員会」の綱領の中から、憲法の改正を要する (老齢・就労不能) 年金制度の導入を準備する委員会を直ちに設け、工場法 (1877 年) を改正して 8 時間労働制への移行を定めた (「営業」, すなわち手工業や小規模の工業は適用外) (Degen 1991). また、その翌年には連邦に職業紹介局 (Bundesarbeitsamt) が設置された (Parri 1987, 41).³⁰ しかし、経営の決定に従業員を参加させる新制度は経営者の強い反対のために構想の段階で頓挫し、賃金問題委員会を立ち上げ、賃金協約に一般拘束力を付与させる趣旨の政令もレフェレンダムによって葬られた (*ibid.*; Leimgruber 2018, 372).³¹ さらに、1921 年から翌年にかけてスイス経済を襲った不況の中でストライキが減少する一方、攻勢に転じた経営者側の圧力が強まった。³² 傷痍軍人を対象の一部に想定していた年金制度案から就労不能年金の部分が削除された上に、社民勢力が新制度の財源として提案した特別富裕税 (1922 年) や戦争利得税 (1924 年) の導入がレフェレンダムによって否定された。老齢年金制度は、当面、制度の新設を認める条項が連邦憲法に追加されるにとどまったのである (Leimgruber 2018, 373f.).

こうして、ブルジョワ勢力の固い壁に阻まれて孤立を深めた結果、SPS と SGB は異なった路線をめざすまでに至る。SPS は、ゼネストの敗北後に力を増した党内左派を懐柔すべく党綱領にプロレタリア独裁の提唱を追加し、労働運動に対するブルジョワ勢力の警戒を強めた (左派は脱党して共産党を 1921 年に設立した)。一方、失業者が増大する中で弱体化した SGB は、8 時間労働制を掘り崩す趣旨 (週 48 時間労働を 54 時間にまで延長する) の「シュルテス法 Lex Schulthess」をこそ SPS の協力を得たレフェレンダムによって退けたものの (1924 年)、傘下最大の金属・時計業労組 (SMUV) が国際競争力の維持を掲げる使用者と連邦政府に歩み寄り、52 時間を限度とする提案を受け入れた (Degen 1991, 256-

30 <https://www.geschichtedersozialensicherheit.ch/institutionen/kantonale-lokale-und-private-institutionen/arbeitsaemter>

31 賃金協約 (Gesamtarbeitsvertrag) が、スイスの国民経済の中で重みをもったのは第 2 次大戦末期以降であり、それまでは「営業 Gewerbe」分野での締結に限られていた。Cf. (Degen 2006).

32 不況の中で失業保険の問題が争点として浮上した結果、連邦雇用法が 1924 年に採択された。労組が運営する保険のみならず、雇用者や自治体、カントンが運営する保険にも連邦補助金が支給される新制度をライムグレーバーは、「スイス版のヘント・システム」と形容する。Cf. (Leimgruber 2018, 373)

271). さらに1927年、組織規約から階級闘争条項を削除したSGBは、SPSから離れて連邦経済省の専門家委員会に代表者を送り、労働関連立法の個別的な協議に甘んじていったのである (König 1998, 47).

5. 戦後の労働運動と二つの「回路」

城内平和を掲げる受動的主体であった労働運動が共和国を建設する主役となったドイツとオーストリアの場合はもとより、占領解放後の復興に労働党が積極的に加担したベルギーにおいても、戦後には多くの労働改革が実現された。オランダのSDAPにとっては、政権の座は再び遠のいたが、政権与党となったカトリック政党によって改革が進められたと理解することができるだろう。これに対し、戦後の連邦政治においてSPSが孤立を続けたスイスでは、改革は控えめな程度にとどまった。

しかし、一連の改革にもかかわらず、ドイツとオーストリアの社民党は早くも1920年に政権を離れる。ドイツでは、ワイマール連合を率いたSPDが、厳しい受諾条件を許容できなかったDDPの脱落を伴いながらもヴェルサイユ条約に調印したものの、共和国の議会主義そのものを認めようとしない左右の急進主義から挑戦を受け続けた。左翼では、鉄道や鉱山労組のストライキの他、プロレタリア独裁を改めて掲げ、レーテによって編成された社会主義社会の実現を唱えたUSPDがデモを組織し、帝国議会への乱入事件を引き起こした。また、条約が規定した軍備縮小に反対する軍人と保守派が結託し、義勇軍を動かして企てたクーデタが、労組のゼネストや武装労働者の抵抗によってかろうじて阻止された (1920年3月のカップ・リュトヴィッツ一揆)。この際、国防軍や官僚は反乱者への同調を拒みはしたが、共和国への忠誠を明確に表明したわけではなかった。その後、敗戦の責任を与党政治家に問う世論が高まる中で行われた1920年6月の選挙においてワイマール連合諸党は大敗を喫し、SPDは野に下ったのである。

これに対し、左派を党内につなぎ止め、労兵レーテを制御しえたSDAPは、復員兵を国民軍に組織して旧体制の軍隊が共和国の脅威となることを防いだ。レンナー政権を追い詰めたのは、議会主義を否定する左右の急進主義ではなく、連立の継続を不可能にするまでに深まったCSPに対する不信であった。連邦の野党となったSDAPが、独立した州に昇格されたウィーンの市政を掌握して社会主義のサブカルチャーを構築する一方 (山口2008)、都市の小市民層や小営業者層、農村部の農民層に加え、経済界にも支持基盤を拡大したCSPがカトリックのサブカルチャーを率いて対峙することになる。執行権への分与にまで比例代表を徹底させて民主主義を定着させようとしたレンナーの理念は、両サブ

カルチャーが武装化し、「陣営 Lager」となって相対立する中で実現から遠のいていったのである。³³

このように、第一次世界大戦後の西中欧では、議会化が達成され、比例代表制による普選が実現されて、社会主義サブカルチャーの政党が執行権に到達する国々があった一方、「団体の回路」を広げるさまざまな改革が労働運動にもたらされた。改革は、ストライキの合法化や、8時間労働制、失業保険を初めとする社会保険制度、さらには賃金協約の締結を促す調停制度などに及んだ。しかし、オランダとスイスの社民党の政権参加は、30年代末から40年代を待たねばならなかったし、ドイツの「労働共同体」やオーストリアの「労使同権委員会」のように、「団体の回路」に新たに設けられた制度もそのまま定着したわけではない。これらの制度は、各国がメイアーのいう「コーポラティズム的」安定に向かうと、優位を回復した経営者が攻勢を強めるとともにその機能を失っていった。³⁴ スイスに至っては、大企業の使用者が労組との団体交渉を拒み続けたため、労組は労働改革の維持を連邦政府に頼らざるを得なかった。また、とりわけ社会主義サブカルチャーの政党が議会主義を掲げて政権を率いたばかりのドイツにおいて、議会政治の地位はきわめて脆弱であり、その積極的な担い手の幅は限られていた。³⁵ 西中欧の国々において二つの「回路」が相互補完的に生かされるには、さらなる試練が乗り越えられねばならなかったのである。³⁶

* 草稿に対し、伊藤武教授（東京大学）、小川有美教授（立教大学）、水島治郎教授（千葉大学）の各氏から有益なコメントをいただき、論文の推敲に活かすことができた。記して謝意を表したい。

参考文献

- Bellabarba, Marco (2020), *Das Habsburger-Reich 1765–1918*, Berlin/ Boston: Walter de Gruyter.
Breitman, Richard (1981), *German Socialism and Weimar Democracy*, Chapel Hill: The University of North Carolina Press.
Degen, Bernard (1991), *Abschied vom Klassenkampf. Die partielle Integriation der schweizerischen*

33 もう一つの、民族主義サブカルチャーの政党は、CSPのジュニアパートナーとなってSDAPに対峙した。

34 オーストリアの「労使同権委員会」は、革命後に労使の団体が参加して賃金物価問題を協議する「労使会議 Industriekonferenz」に拡充されるが、この会議は両者間の対立のために早くも1921年に立ち行かなくなった（Weber-Felber 1985, 328f.）。

35 ドイツでは、憲法の制定に際して職能身分別代表の観点を議院の構成に反映させるべきか否かをめぐり議論があった。Cf. (Ritter 1994)。他方、最大の版図を占めたプロイセン邦では、ワイマール連合による安定政権が長期にわたって維持された。

36 小国となったオーストリアとは異なり、ドイツの連邦制国家が交渉によって特徴づけられる政府間関係を保持したように、交渉デモクラシーを成り立たせる、さらにもう一つの回路を連邦制について論ずるべきであったが、この点については別の機会に譲りたい。

- gewerkschaftsbewegung zwischen Landesstreik und Weltwirtschaftskrise (1918-1929)*, Basel: Helbing & Lichtenhahn.
- Degen, Bernard (2006), Gesamtarbeitsvertrag, *Historisches Lexikon der Schweiz (HLS)*, <https://hls-dhs-dss.ch/de/articles/016534/2006-12-08/>
- Ebbinghaus, Bernhard (1995), The Siamese Twins: Citizenship Rights, Cleavage Formation, and Party-Union Relations in Western Europe, *International Review of Social History* 40, Supplement 3, 51-89.
- Feldman, Gerald D. (1985), *Armee, Industrie und Arbeiterschaft in Deutschland 1914 bis 1918*, Berlin/Bonn: Verlag J. H. W. Dietz Nachf.
- Feldman, Gerald D. und Irmgard Steinisch (1985), *Industrie und Gewerkschaften 1918-1924. Die überforderte Zentralarbeitsgemeinschaft*, Stuttgart: Deutsche Verlags-Anstalt.
- Fischer, Peter G. (1986), Ansätze zu Sozialpartnerschaft am Beginn der Ersten Republik. Das Paritätische Industriekomitee und die Industriekonferenzen, G. Stourzh und M. Grandner (Hg.), *Historische Wurzeln der Sozialpartnerschaft*, München: R. Oldenbourg Verlag, 225-242.
- Flora, Peter with Stein Kuhnle and Derek Urwin (eds.) (1999), *State Formation, Nation-Building and Mass Politics in Europe*, Oxford: Oxford University Press.
- Führer, Karl Christian (2012), Arbeitsbeziehungen – Achtstundentag - Arbeitslosenversicherung. Ausbau und Rückbau von Fundamenten der sozialen Demokratie in den 1920er Jahren, Klaus Schönhoven und Walter Mühlhausen (Hg.), *Der deutsche Sozialstaat im 20. Jahrhundert*, Bonn: J. H. W. Dietz Nachf., 63-81.
- Grandner, Margarete (1992), *Kooperative Gewerkschaftspolitik in der Kriegswirtschaft. Die frien Gewerkschaften im Ersten Weltkrieg*, Wien: Böhlau Verlag.
- Grandner, Margarete (1986), Die Beschwerdekommision für die Rüstungsindustrie Österreichs während des Ersten Weltkrieges – Der Versuch einer »Sozialpartnerschaftlichen« Institution in der Kriegswirtschaft?, G. Stourzh und M. Grandner (Hg.), *Historische Wurzeln der Sozialpartnerschaft*, München: R. Oldenbourg Verlag, 191-224.
- Hansen, Erik (1988), Between Reform and Revolution: Social Democracy and Dutch Society, 1917-21, Hans A. Schmitt (ed.), *Neutral Europe between War and Revolution 1917-23*, Charlottesville: University Press of Virginia, 176-203.
- Hautmann, Hans (1995), Die Arbeiter- und Soldatenräte, Emmerich Talos, Herbert Dach, Ernst Hanisch, und Anton Staudinger (Hg.), *Handbuch des politischen Systems Österreichs Ersten Republik 1918-1933*, Wien: Manzsche Verlags- und Universitätsbuchverhandlung, 245-260.
- Hemerijck, Anton (2002), The Netherlands in Historical Perspective: The Rise and Fall of Dutch Policy Concertation, Stefan Berger and Hugh Compston (eds.), *Policy Concertation and Social Partnership in Western Europe. Lessons for the 21st Century*, New York: Berghahn Books, 221-233.
- Holtmann, Everhard (1986), Sozialdemokratie und Staat in der österreichischen Revolution, *Österreich November 1918. Die Entstehung der Ersten Republik*, München: R. Oldenbourg, 141-151.
- Kley, Andreas (2020), *Verfassungsgeschichte der Neuzeit. Grossbritannien, die USA, Frankreich und die Schweiz* 4. Auflage, Bern: Stämpfli Verlag.
- König, Mario (1998), Politik und Gesellschaft im 20. Jahrhundert. Krisen, Konflikte, Reformen, Manfred Hettling et al., *Eine kleine Geschichte der Schweiz. Der Bundesstaat und seine Traditionen*, Frankfurt a. M.: Suhrkamp, 21-90.
- Kolb, Eberhard (1984), *Die Weimarer Republik*, München: R. Oldenbourg Verlag.
- Kossmann, E. H. (1978), *The Low Countries 1780-1940*, Oxford: The Clarendon Press.
- Krüger, Dieter (2018), *Das Stinnes-Legien-Abkommen 1918-1924. Voraussetzungen, Entstehung, Umsetzung und Bedeutung*, Berlin: Duncker&Humblot.
- Lehner, Oskar (1995), Verfassungsentwicklung, Emmerich Talos, Herbert Dach, Ernst Hanisch, und Anton Staudinger (Hg.), *Handbuch des politischen Systems Österreichs Ersten Republik 1918-1933*, Wien: Manzsche Verlags- und Universitätsbuchverhandlung, 45-58.
- Lehmbruch, Gerhard (2002), Der unitirische Bundesstaat in Deutschland: Pfadabhängigkeit und Wandel,

- Arthur Benz und Gerhard Lehmbuch (Hg.), *Föderalismus. Analysen in entwicklungsgeschichtlicher und vergleichender Perspektive*, Wiesbaden: Westdeutscher Verlag, 53–110.
- Leimgruber, Matthieu (2018), War and Social Policy Development in Switzerland, 1870 – 1990, Herbert Obinger, Klaus Petersen, and Peter Starke (eds.), *Warfare and Welfare. Military Conflict and Welfare State Development in Western Countries*, Oxford: Oxford University Press, 364–392.
- Lipset, Seymour M. and Stein Rokkan (1967), Cleavage Structures, Party Systems, and Voter Alignments: An Introduction, Seymour M. Lipset and Stein Rokkan (eds.), *Party Systems and Voter Alignments: Cross-National Perspectives*, New York: The Free Press, 1–64.
- Luyten, Dirk (2014), Post-war Economics (Belgium), 1914–1918-online. *International Encyclopedia of the First World War*, ed by Ute Daniel, Peter Gatrell, Oliver Janz, Heather Jones, Jennifer Keene, Alan Kramer, and Bill Nasson, issued by Freie Universität Berlin, Berlin 2014–10–08.
- Luyten, Dirk (2018), Diverging Paths: The Impact of the Two World Wars on Welfare State Development in Belgium and Netherlands, Herbert Obinger, Klaus Petersen, and Peter Starke (eds.), *Warfare and Welfare. Military Conflict and Welfare State Development in Western Countries*, Oxford: Oxford University Press, 320–363.
- Luyten, Dirk and Rik Hemmerijckx (2000), Belgian Labor in World War II: Strategies of Survival, Organizations, and Labor Relations, *European Review of History/Revue Européenne d'Histoire* 7: 2, 207–227.
- Maderthaner, Wolfgang (2018), Die österreichische Revolution, Helmut Konrad (Hg.), *Die Anfänge der Republik Österreich im internationalen Kontext*, Wien: Kleine Zeitung, 19–22.
- März, Eduard und Fritz Weber (1986), Sozialdemokratie und Sozialisierung nach dem Ersten Weltkrieg, *Österreich November 1918. Die Entstehung der Ersten Republik*, München: R. Oldenbourg, 101–123.
- Mai, Gunther (1987), *Das Ende des Kaiserreichs. Politik und Kriegsführung im Ersten Weltkrieg*, München: Deutscher Taschenbuch Verlag.
- Maier, Charles S. (1975), *Recasting Bourgeois Europe. Stabilization in France, Germany, and Italy in the Decade after World War I*, Princeton: Princeton University Press.
- Meier, Heinz K. (1988), The Swiss National General Strike of November 1918, Hans A. Schmitt (ed.), *Neutral Europe between War and Revolution 1917–23*, Charlottesville: University Press of Virginia, 66–86.
- Obinger, Herbert (2018), War Preparation, Warfare, and the Welfare State in Austria, Herbert Obinger, Klaus Petersen, and Peter Starke (eds.), *Warfare and Welfare. Military Conflict and Welfare State Development in Western Countries*, Oxford: Oxford University Press, 67–98.
- Owerdieck, Reinhard (1987), *Parteien und Verfassungsfrage in Österreich. Die Entstehung des Verfassungsprovisoriums der Ersten Republik 1918–1920*, München: R. Oldenbourg Verlag.
- Parri, Leonardo (1987), Staat und Gewerkschaften in der Schweiz (1873–1981), *Politische Vierteljahresschrift* 28: 1, 35–58.
- Pogány, Ágnes (2014), War Requirement Acts, Ute Daniel, Peter Gatrell, Oliver Janz, Heather Jones, Jennifer Keene, Alan Kramer, and Bill Nasson (eds.), 1914–1918-online. *International Encyclopedia of the First World War* issued by Freie Universität Berlin, Berlin.
- Prieschl, Martin (2009), *Die Einsätze der Volkswehr*, Truppendienst Folge 310, Ausgabe 4/2009, <https://www.bmlv.gv.at/truppendienst/ausgaben/artikel.php?id=893>
- Protokolle des Ministerrates der Ersten Republik der Republik Österreich. Bd. 1 Kabinett Dr. Karl Renner 31. Oktober 1918 bis 1. Februar 1919, 2018, Wien: Verlag der Österreichischen Akademie der Wissenschaften.
- Rabenschlag-Kräusslich, Jutta (1983), *Parität statt Klassenkampf? Zur Organisation des Arbeitsmarktes und Domestizierung des Arbeitskampfes in Deutschland und England 1900–1918*, Frankfurt a. M., Bern: Peter Lang.
- Rabinbach, Anson (1983), *The Crisis of Austrian Socialism. From Red Vienna to Civil War 1927–1934*, Chicago: The University of Chicago Press.
- Rathkolb, Oliver (2018), "Glauben Sie nicht, dass mit all diesen Dingen die soziale Frage gelöst oder der sozialistische Staat errichtet werden kann". Sozialpolitik und Frühformen der Konkordanzdemokratie in Österreich 1918–1920, Helmut Konrad (Hg.), *Die Anfänge der Republik Österreich im internationalen*

- Kontext*, Wien: Kleine Zeitung, 61-64.
- Rauchensteiner, Manfred (1995), Landesverteidigung und Sicherheitspolitik 1918-1934, Emmerich Talos, Herbert Dach, Ernst Hanisch, und Anton Staudinger (Hg.), *Handbuch des politischen Systems Österreichs Ersten Republik 1918-1933*, Wien: Manzsche Verlags- und Universitätsbuchverhandlung, 602-617.
- Rittter, Gerhard A. (1976a), *Arbeiterbewegung, Parteien und Parlamentarismus*, Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht.
- Ritter, Gerhard A. (1976b), Kontinuität und Umformung des deutschen Parteiensystems 1918-1920, Ders. (1976a), *Arbeiterbewegung, Parteien und Parlamentarismus*, Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht, 116-157.
- Ritter, Gerhard A. (1994), Die Entstehung des Räteartikels 165 der Weimarer Reichsverfassung, *Historische Zeitschrift* 258, 73-112.
- Rürup, Reinhard (1972), Entstehung und Grundlagen der Weimarer Verfassung, Eberhard Kolb (Hg.), *Vom Kaiserreich zur Weimarer Republik*, Köln: Kiepenheuer&Witsch, 218-243.
- Rudischhauser, Sabine (2016), From the 8-Hour Day to the 40-Hour Week: Legitimation Discourses of Labour Legislation between the Wars in France and Belgium, *Politics and Governance* 5: 1, 6-14.
- Saage, Richard (2016), *Der erste Präsident. Karl Renner – eine politische Biografie*, Wien: Zsolnay.
- Sandgruber, Roman (1995), *Ökonomie und Politik. Österreichische Wirtschaftsgeschichte vom Mittelalter bis zur Gegenwart*, Wien: Ueberreuter.
- Scholliers, Peter (1994), The Policy of Survival: Food, the State and Social Relations in Belgium, 1914-1921, John Burnett and Derek F. Oddy (eds.), *The Origins and Development of Food Policies in Europe*, London and New York: Leicester University Press, 39-53.
- Schulz, Gerhard (1987), *Zwischen Demokratie und Diktatur. Die Periode der Konsolidierung und der Revision des Bismarckschen Reichsaufbaus 1919-1930*, Berlin: Walter de Gruyter.
- Ullmann, Hans-Peter (1988), *Interessenverbände in Deutschland*, Frankfurt a. M.: Suhrkamp.
- Weber, Karl (1995), Föderalismus, Emmerich Talos, Herbert Dach, Ernst Hanisch, und Anton Staudinger (Hg.), *Handbuch des politischen Systems Österreichs Ersten Republik 1918-1933*, Wien: Manzsche Verlags- und Universitätsbuchverhandlung, 123-140.
- Weber-Felber, Ulrike (1995), Gewerkschaften in der Ersten Republik, Emmerich Talos, Herbert Dach, Ernst Hanisch, und Anton Staudinger (Hg.), *Handbuch des politischen Systems Österreichs Ersten Republik 1918-1933*, Wien: Manzsche Verlags- und Universitätsbuchverhandlung, 319-333.
- Windmuller, John P. (1969), *Labor Relations in the Netherlands*, Ithaca: Cornell University Press.
- Winkler, Heinrich August (2002), Ein umstrittener Wendepunkt: Die Revolution von 1918/19 im Urteil der westdeutschen Geschichtswissenschaft, Ders. (Hg.), *Weimar im Widerstreit. Deutungen der ersten deutschen Republik im geteilten Deutschland*, München: R. Oldenbourg, 33-42.
- 木村靖二 (2014) 『第一次世界大戦』ちくま新書.
- 田口 晃 (2008) 『ウィーン 都市の近代』岩波書店.
- レームブルッフ, ゲルハルト (2004) 「西中欧における団体主義的交渉デモクラシー—その歴史的起源と多様な発現形態—」『ヨーロッパ比較政治発展論』平島健司編訳, 東京大学出版会, 65-91.